

長崎県福祉サービス第三評価結果報告

①第三者評価機関名

有限会社 医療福祉評価センター

②事業者情報

名称：いこいのひろば・おおぞら	種別：生活介護
代表者氏名：田島 光浩	定員（利用人数）： 20 名
所在地：長崎県雲仙市瑞穂町古部甲 2504 TEL：0957-77-2912	

*施設・事業所情報は、事業所プロフィール参照

③施設・事業所の特徴的な取組

総評の【個別支援の取り組み】 参照

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 27 年 5 月 28 日（契約日） ～ 平成 27 年 7 月 13 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（平成 年度）

⑤総評

◇特に評価の高い点

【個別支援の取組】

利用者の障がいの特性を理解した上で、個別援助を行っており、利用者が職員の関わりのもと、個々に活動することで落ち着いた時間を過ごせるなど、援助内容に工夫が見られた。
また、利用者を 1 か所で支援するのではなく、数か所の建物に分けて個別的に支援を行っているため、今よりもマンパワーが充実すると、更に自立支援や個別援助の徹底が図れる。

【平成 30 年度に向けた事業方針】

平成 30 年に向けて「自閉症の方への支援の強化」という目標を定め、長期の計画を策定している。長所・短所を分析し、①サービス内容、②人材育成、③収支・利用者確保など項目ごとに年度毎の目標を定めている。

さらに単年度の事業計画の目標も中期計画に連動しており、毎月事業報告書を作成し進捗管理、職員へのフィードバックに活用している。目標が明確であることで職員のベクトルを一致させることが可能となることから、有効な仕組みである。

◇改善を求められる点

【業務の標準化とマニュアルの整備】

中途職員（福祉未経験者）の比率が高く基本的な生活介護について、業務の標準化が必要であると思われる。標準化とは画一化ではなく、職員毎のサービスの水準や内容の差異を極力なくし一定の水準を実現し、利用者に安全・安心を提供することが目的である。マニュアルによるサービス水準の標準化とOJTによる利用者の個別性に対応した教育が実現できればサービスの質の向上につながるとと思われる。業務の標準化（マニュアル）を期待する。

【虐待再発防止の不断の取組】

虐待事例の発生原因を分析（①障害者虐待防止法に対する理解が不十分であった、②福祉従事者としての職業倫理感が不徹底であった、③障がい特性に関する知識・専門技術の不足、④支援体制上の要因）、対応策を事業計画・研修計画に明記し実践している。

しかし、利用者の障がい特性、職員の入れ替わり、マンパワーの不足、環境の変化等により虐待事故発生リスクがなくなることはないと思われる。気の緩みを防ぎ継続的な取り組みを期待する。

⑥第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を初めて受けました。

「評価される」ということで、どのような形になるのか不安が大きかったですが、事業所全体で自己評価を行ったことで、共有が図れているところ、図れていないところがはっきりし、より一体感が増したと感じました。

評価いただいた点につきましては、事業所レベル、法人レベルで行っている方向性が間違っていないことを再確認できました。今後の改善点として挙げられた、業務の標準化（マニュアルの整備）に関しましては、統一した支援とサービスの質の向上に向けて取り組んでいきたいと思っております。また、虐待防止に関しましても、ご指摘いただいたように継続的に取り組んでいきたいと思っております。

⑦第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。